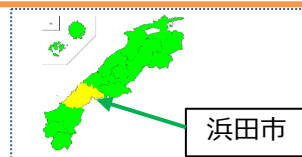


# 中山間地域等直接支払交付金「<sup>やさかちょう</sup>弥栄町の広域3協定」（島根県浜田市）



担い手の連携を強化する協議会を核とした複数集落協定の再編

- 23の集落協定を担い手の営農エリアを基に3つの広域協定に再編
- 集落営農組織間の連携を強化する協議会を設立し、事務の受託や草刈隊の結成等を通じて地域に必要な取組をサポート

地区内の集落ごとに19協定で取組

4集落が  
新たに参加  
(R2)

担い手の営農エリアを基に3つの広域協定に再編(H27)

やすぎ  
安城1協定

やすぎ  
安城2協定

きつか  
杵束協定

事務支援業務の委託  
・交付金を100%拠出

事務の実施  
・23集落へ交付金の配分  
・町内に複数ある集落  
営農組織間の連携支援

弥栄自治区集落営農組織連携協議会(H27～)  
(現：やさかむら集落営農組織連携協議会)

<実働部隊>  
一般社団法人奥島根弥栄

取組1：ブランド米の販売促進  
取組2：畦畔の芝生化  
取組3：ドローン防除作業  
取組4：保全困難な農地の管理  
取組5：草刈隊の結成

【集落協定の概要(R4現在)】（※3広域協定の合計）  
協定開始：平成12年度  
面積：264ha(田)、3.8ha(畑)、2ha(採草放牧地)  
共同取組活動への配分割合：100%  
構成員：農業者215人、農業法人18法人  
主要作物：水稻



【草刈隊の取組】

## ①集落・地域のこれまで

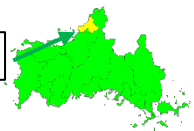
- ・地区内に存在する集落営農組織の役員やオペレーターの世代交代や後継者確保に危機感
- ・平成27年度に「弥栄自治区集落営農組織連携協議会」を設立し、町内に複数ある集落営農組織間の連携を強化

## ②実施体制の特徴

- ・協議会が主体となり、集落ごとに締結していた19の協定を、**担い手の営農エリアを基に3つの広域協定に再編**（R2に4集落が新たに参加）
- ・広域協定は事務受託者である協議会へ交付金を100%拠出し、協議会から広域化前の23集落協定へ配分。加算は地域全体への取組に活用
- ・集落単位による農業生産活動の継続が困難となった場合に備え、協議会で地域全体に必要な取組を話し合い、**地域商社の「一般社団法人奥島根弥栄」が取組を実施する体制を整備**

## ③取組の内容・成果

- ・超急傾斜加算により地域ブランド米「秘境奥島根弥栄」の販売促進（イベント出店、フェア開催など）  
⇒ブランド米生産面積：6.8ha(R4)
- ・重労働である草刈作業、防除作業の省力化を図るため、センチピードグラスの吹付、ドローンを活用した農薬散布を実施  
⇒センチピードグラス吹付面積：19.2ha（R4までの総計）  
⇒ドローン防除面積：117.8ha(R4)
- ・集落で保安全管理が困難な農地を地元畜産農家と連携し放牧による管理
- ・集落機能強化加算により農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした「草刈隊」を結成（草刈隊結成コーディネーターも確保）  
⇒草刈隊の実施面積：7.1ha(R4)



# 中山間地域等直接支払交付金「福田中集落協定」(山口県阿武町)

多様な組織等が連携した“にぎわいの創出”によるむらづくり

- 農事組合法人「福の里」を中心に、地域住民を加え、多面や中山間直払による農地の保全活動や、女性部を中心とした加工所の運営、直売所の開設、イベントの開催による交流促進や農福連携

## 農地保全活動

日本型直接支払  
(中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金)

機械の協同利用組合を設立  
(H14年)

役員が中心

発展

福の里農地守り隊  
(H19年から)

- ・地域住民と福の里が連携した組織
- ・交付金を活用した農地の保全活動(交付金の50%を共同取組活動費に充当)

農事組合法人  
福の里  
(H15年から)

- ・協定事務局の運営や営農体制の整備

## 農福連携

阿武町

阿武町農福連携協議会

作業依頼

- ・農作業
- ・草刈り
- ・田植え補助

加工向け農産物

(福) E.G.F

野菜や苗、  
加工品を  
出荷

協定参加者

農事組合法人  
福の里 女性部

福賀すいか部会

福の里直売所運営協議会

運営

福の里直売所

直売所運営・イベント開催

- ・農産物の販売
- ・地域と連携しイベント等を開催

【集落協定の概要(R4現在)】

協定開始：平成12年度

面積：95.2ha(田)

共同取組活動費への配分割合：69%

構成員：農業者84人、農業法人1法人、非農業者5人

主要作物：水稲、大豆、薬草、すいか、ほうれんそう 等

## ①集落・地域のこれまで

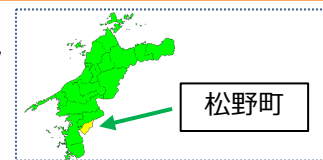
- ・H12の制度開始当初から5集落が連携して福田中集落協定を運営
- ・H15に福の里を設立し、以降は福の里を中心にむらづくりの取組が進められ、H18には地域の老若男女の夢や意見を取りまとめた「福の里夢マップ」を作成
- ・H17に福の里女性部が設立し、H18に整備した加工施設で地域の特産品を使用した農産物加工を開始
- ・H19に福の里直売所運営協議会が設立し、福の里直売所を開設
- ・H27からはE.G.Fとの農福連携が開始し、多様な人材が協定の活動に参加

## ②実施体制の特徴

- ・5集落で取り組んでいた中山間直払の役員が中心となり、H14に機械の共同利用組合を設立し、H15に農事組合法人福の里（以下「福の里」という。）を設立
- ・R5現在、阿武町旧福賀村内の7集落で中山間直払に取り組む
- ・福の里を中心に**多様な組織等が連携して、交付金等を活用したむらづくりに取り組む**
- ・福の里による協定事務局の運営や営農体制の整備

## ③取組の内容と成果

- ・福の里農地守り隊による非農家を含めた農地の保全活動
- ・福の里女性部による地域資源や地域農産物を活用した加工品開発環境美化活動
- ・地域住民には欠かせない生活用品や食品の販売拠点である福の里直売所を通じての地域内外の交流活動
- ・E.G.Fとの農福連携の取組

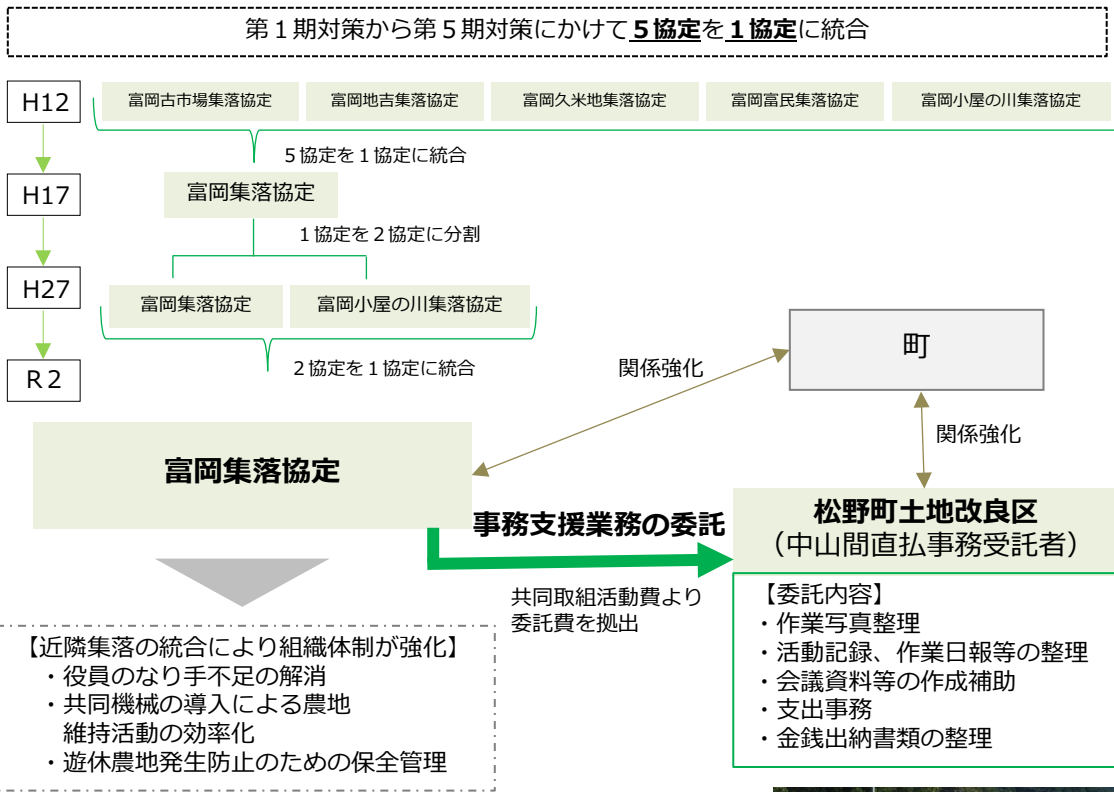


松野町

# 中山間地域等直接支払交付金「<sup>とみおか</sup>富岡集落協定」（愛媛県松野町）

## 協定の統合による活動体制の整備と強化

- 5つの集落協定が1協定に統合し、土地改良区に事務支援業務を委託
- 協定の統合により自走式草刈り機の購入・維持管理費の支出が可能となり、草刈り作業の負担が軽減



【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：平成12年度

面積：39.7ha(田)、0.8ha(畑)

共同取組活動費への配分割合：20%

構成員：農業者74人、非農業者8人

主要作物：水稻、柚子、栗



【自走式草刈り機による草刈り】

### ①集落・地域のこれまで

- ・ 人口減少、少子高齢化により農業の担い手不足が深刻化し、農業生産活動の維持が困難になることを危惧
- ・ 耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、H12年度（第1期対策）より中山間地域等直接支払制度の取組を開始
- ・ 当初は5つの集落協定で活動していたが、H17に1協定に統合、H27に2協定への分割を経て、R2に1協定に統合

### ②実施体制の特徴

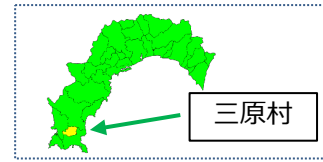
- ・ 交付金の使途や配分ルールは広域協定において統一
- ・ 統合したことをきっかけに土地改良区へ交付金事務支援業務の委託を開始
- ・ 共同取組活動費より事務委託費を拠出

### ③取組の内容・成果

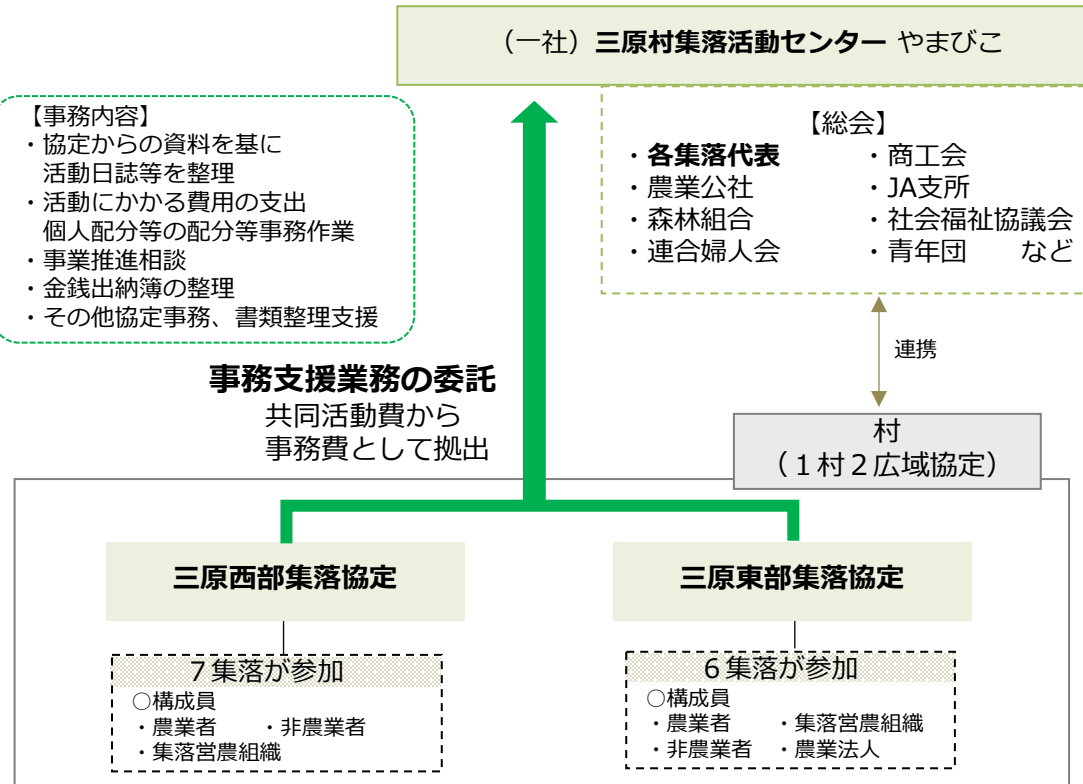
- ・ 統合により旧集落協定全体から役員の選出が可能となり、**役員のなり手が不足していた旧協定でも活動を継続**
- ・ **土地改良区への事務支援業務の委託により事務負担が軽減**
- ・ 町と集落協定と土地改良区の三者が直払の事務受委託を通して相互に連携し関係が強化
- ・ 統合により共同活動費の活用の幅が広がり、共同機械（自走式草刈り機）を導入、高齢農業者の負担軽減や農地維持活動が効率化
- ・ 自走式草刈り機を活用し、協定参加者で農作業が困難な高齢者所有の農地管理を行う連携体制を構築
- ・ 土地改良区は事務の受委託を通して協定と連携することにより、効率的な土地改良施設の管理が可能となった

# 中山間地域等直接支払交付金「三原西部集落協定・三原東部集落協定」（高知県三原村）

村全域にわたる2協定の事務等の一元管理による連携強化



- 村全域で広域化した2協定の事務を（一社）三原村集落活動センターやまびこが一元管理
- 当集落活動センターが協定と村の橋渡しの役割を担い、協定の事務作業が軽減



## ①集落・地域のこれまで

- ・ H29年度から村内13集落を東西で2協定に統合
- ・ H29年度より、村民が主体となって地域の課題やニーズに応じて様々な活動に総合的に取組む組織である「（一社）三原村集落活動センターやまびこ」へ両協定の事務等を一元化し体制の強化を図る

## ②実施体制の特徴

- ・ 各広域協定は交付金額の約7%を拠出し当集落活動センターへ事務支援業務を委託
- ・ 共同活動は各集落（13集落）において行い、面積に応じて配分される各集落への交付金は当集落活動センターが一括で管理（村と協定との橋渡しの役割）

## ③取組の内容・成果

- ・ 事務支援業務（活動日誌、金銭出納簿の整理、事業推進相談等）の委託により各集落協定の事務負担が軽減
- ・ 各地区の状況に精通している集落活動センターやまびこが、多様な組織が参画する総会等で各地区の情報を共有し、地域の課題解決や村の振興に寄与

### 【課題解決・振興例】

- ・ 集落営農組織への機械等の購入支援により、生産活動の効率化が図られ、**耕作放棄地の発生を抑制**
- ・ 地域が一体となって米のブランド化を図り、商品の販路拡大を推進

### 【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：平成12年度

面積：253ha(田)（内訳：西部128ha、東部125ha）

共同取組活動費への配分割合：西部57.8%、東部64.7%

構成員：西部 農業者102人、農業生産組織1、非農業者87人

東部 農業者106人、農業法人1、農業生産組織1、非農業者52人

主要作物：水稻



【共同草刈り作業】



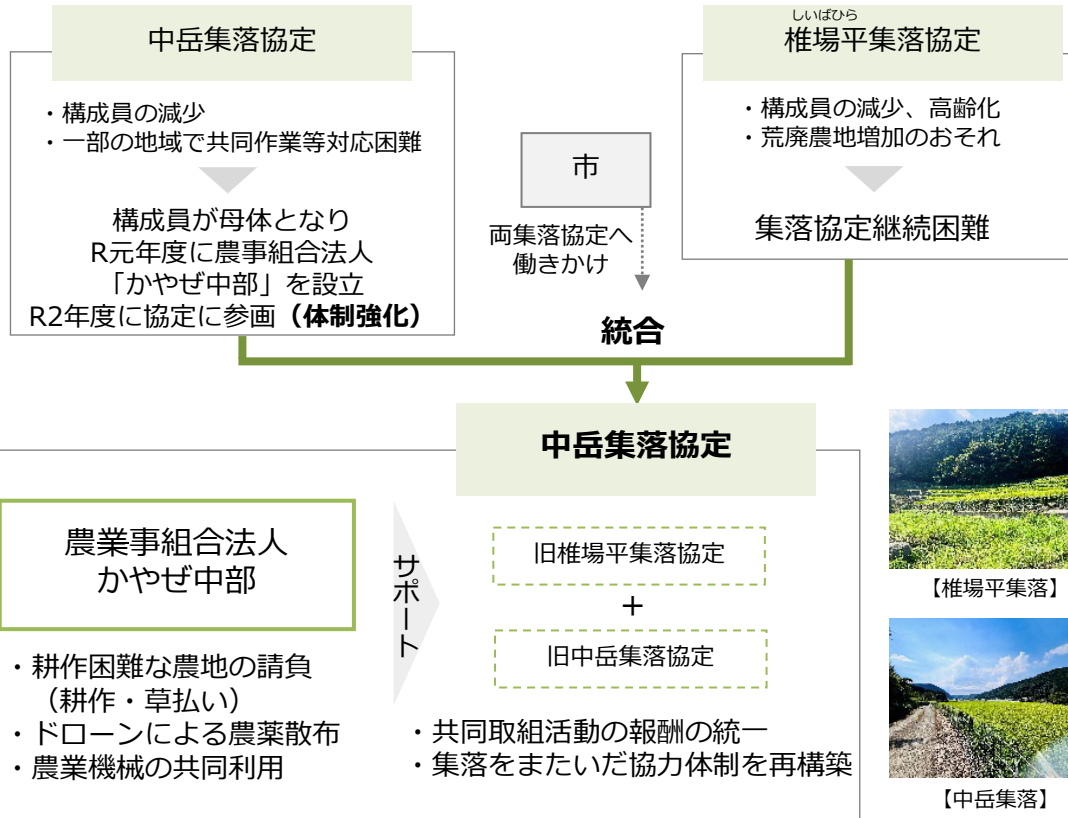
大村市

なかだけ

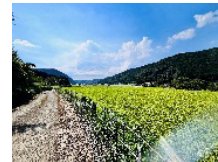
# 中山間地域等直接支払交付金「中岳集落協定」（長崎県大村市）

集落協定の統合及び農事組合法人との連携により中山間地域の農業活性化及び荒廃化防止

- 構成員が減少したことにより取組困難となった集落協定と、農事組合法人を設立し体制強化した集落協定が統合することで、人員や設備の不足等の課題解決を図り、共同作業等が継続できる体制を構築



【椎場平集落】



【中岳集落】



【法面の草払い（共同活動）作業の様子】

## ①集落・地域のこれまで

- ・ 中岳集落と椎場平集落にわたる萱瀬（かやぜ）地区において、構成員減少により一部の地域で対応困難となっていた共同作業等の体制を強化するために、中岳集落協定の構成員が母体となり、令和元年度に農事組合法人「かやぜ中部」を設立
- ・ 令和2年度「かやぜ中部」は構成員として中岳集落協定に参画
- ・ 同地区の椎場平集落協定において、高齢化や担い手不足により構成員が減少し集落協定の継続が困難となったため、市の働きかけにより、令和3年度、体制が強化された中岳集落協定との統合を実施

## ②実施体制の特徴

- ・ 総会や共同取組等の活動を1組織として実施
- ・ **共同取組活動の報酬の統一により、集落をまたいだ協力体制を再構築**
- ・ 総会等全体が集まる場において合意形成を図っている
- ・ 農事組合法人「かやぜ中部」が規模縮小を希望する農業者の耕作の請負や、草払い等農作業への協力を率先して行っている

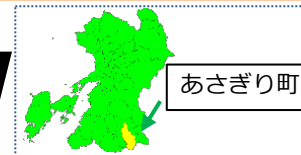
## ③取組の内容・成果

- ・ 農事組合法人の参入により、農業者個々の作業負担軽減
- ・ 中山間直払の交付金（生産性向上加算）を活用し、共同機械（ドローン）を導入
- ・ ドローンによる農薬散布やオペレータ育成に力を入れ、農作業の効率化、省力化、生産性の向上を図っている

### 【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：平成12年度  
面積：18ha(田)  
共同取組活動費への配分割合：38%  
構成員：農業者26人、農業法人2法人  
主要作物：水稻、いちご

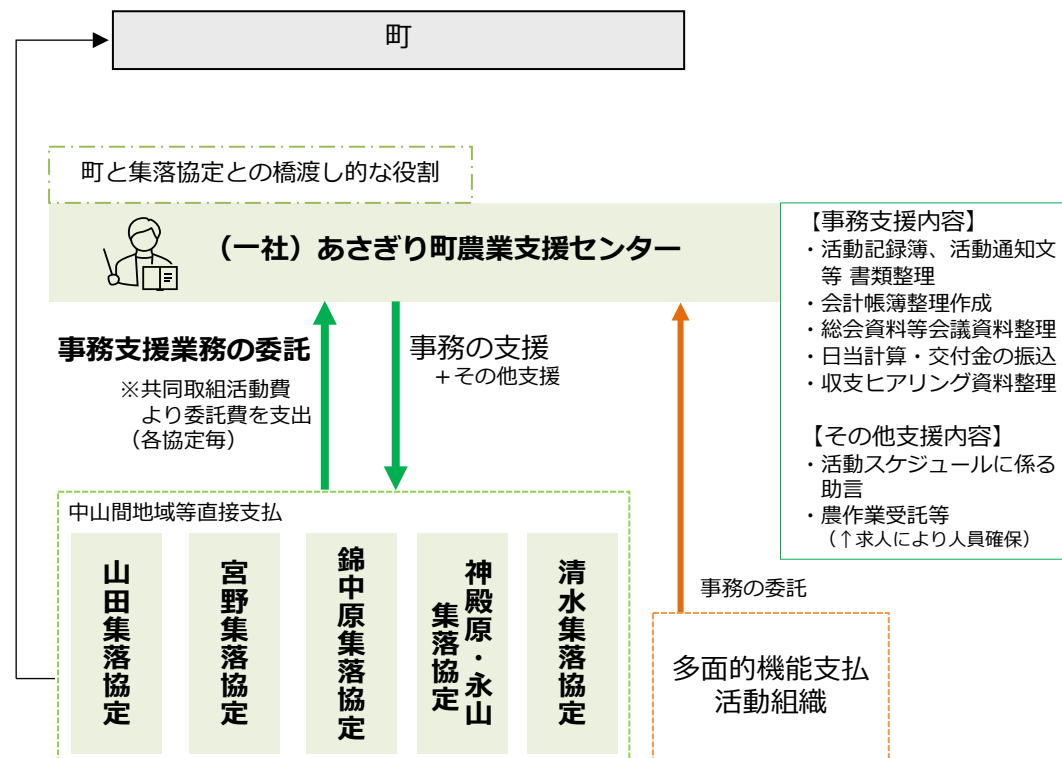
## 中山間地域等直接支払交付金「あさぎり町の5集落協定」（熊本県あさぎり町）



5つの集落協定から同一の外部組織に事務等を委託し、集落協定の活動継続のための体制づくりを推進

- 5つの集落協定が（一社）あさぎり町農業支援センターに事務支援業務を委託することで集落協定の事務負担が軽減
- 同センターは、集落協定に対して活動スケジュールに係る助言等を行うとともに、人手不足により活動に支障のある集落協定から支援要請があった際には農作業を受託する等、集落協定活動の着実な実施を実現

協定書・申請書・実績関係書類の提出



## ①集落・地域のこれまで

- ・各集落協定において、農業経営者の高齢化や担い手不足等により農業生産活動の継続が課題となっていた
- ・平成28年度に町内の農業者からの農作業の受託及び多面的機能支払制度の広域協定の事務支援業務を受託するために（一社）あさぎり町農業支援センターを設立
- ・同センターは、**事務が負担となっていた5集落協定の事務支援業務も第5期対策から受託**

## ②実施体制の特徴

- ・各集落協定は、農業支援センターへの事務支援業務の委託費として、交付金額の2.5%を共同活動費として支出
- ・同センターは集落協定に対して、**事務支援のほか、活動スケジュールに係る助言等のサポート**や、人手不足で作業に支障をきたしている集落協定から要請があった際に農作業を受託

## ③取組の内容と成果

- ・事務支援業務の委託により、**事務作業にかかる時間が集落協定当たり、年間100時間ほど縮減、省力化された時間と余力を農業生産活動へ活用**できるようになったことで、第5期対策期間中の事業が継続され、農地の維持管理が図られた
- ・同センターは中山間直払だけでなく多面的機能支払に係る事務支援も担い、農業生産活動や農地・農業水利施設の保全管理等、地域で行われる共同活動の継続に貢献

【5集落協定の概要(R6現在)】  
 協定開始：平成12年度  
 面積：352ha(田)  
 共同取組活動費への配分割合：40～70%  
 構成員：農業者248人、農業法人11法人  
 主要作物：水稻、資料作物、たばこ等



【農業支援センターによる農作業受委託】

# 中山間地域等直接支払交付金「日之影町の広域5協定」（宮崎県日之影町）



## ネットワーク化による農作業受委託システムの確立

- 集落間の連携により担い手不足を補うことを目的に、町内56集落協定を5広域協定に統合
- 5広域協定と町で「日之影町担い手協議会」を設立し、高齢化等により継続が困難になった農作業を町出資農業法人を中心とした担い手に円滑に集約する農作業受委託システムを確立

56集落協定

統合

5広域協定

業務委託契約  
・各広域協定と担い手協議会で締結  
・各協定棚田加算分交付額の1割

委託料金の補助

依頼

委託者  
(農家)

農作業

日之影町担い手協議会（事務局機能）  
（担い手バンク（作業部隊））

協議会構成員：役場（事務局）、担い手バンク構成員  
広域集落協定代表者

- ・農作業受委託の調整
- ・農作業受委託システムの対象とする作業内容の追加や上乗せ分の増額等の協議 等

受託料金の補助

依頼

受託者  
(担い手)  
担い手バンク構成員

（株）ひのかげアグリファーム

- ・町からの出資を受け、町内の農業関連の依頼全般を請け負う
- ・自社生産技術の確立による担い手の育成
- ・自社生産における農福連携の取組 等

町内外の農家

連携

集落営農組織

連携

福祉団体

- (例：ひのかげアグリファームの農作業受託)
- ・ 水稻栽培に伴う基幹作業（育苗、耕起、田植え、防除、刈取等）
  - ・ 農地や樹園地の除草、下刈り
  - ・ 飼料用ロープ、ラップ
  - ・ 獣害防止用ワイヤーメッシュ柵の設置
  - ・ 栗、柚子の収穫 等

【集落協定の概要(R5 現在)】（※ 5 広域協定の合計）

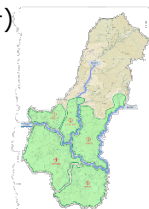
協定開始：平成12年度

面積：289ha(田)、149ha(畑)

共同取組活動費への配分割合：44%(平均)

構成員：農業者766人、農業法人1法人(共通)

主要作物：水稻



【日之影町の農用地】

## ①集落・地域のこれまで

- ・ 平成12年度から町内の集落協定が本制度に取組み、農業機械の導入、農道や水路の維持補修等を行い、農業生産活動を継続
- ・ 高齢化の進展と後継者不足等から協定内の担い手だけでは農業生産活動を継続、維持することが困難な集落の発生を危惧し、平成26年から関係機関との協議を開始
- ・ 平成29年に既存の集落協定を統合し、5つの広域協定を締結

## ②実施体制の特徴

- ・ 町全体で協力しながら農地を守り、後継者を育てることを目的として設立した農業法人「（株）ひのかげアグリファーム」が、集落協定との連携や、条件不利地の農地の農作業受託を中心に農作物の生産を行うなど、町内の農業経営をサポート
- ・ 町が農作業受託者で構成する「日之影町担い手協議会」を運営し、引き受け農地の調整や受託作業料金の上乗せなど担い手及び同法人が効率的に農作業受託ができる体制（農作業受委託システム）を整備

## ③取組の内容・成果

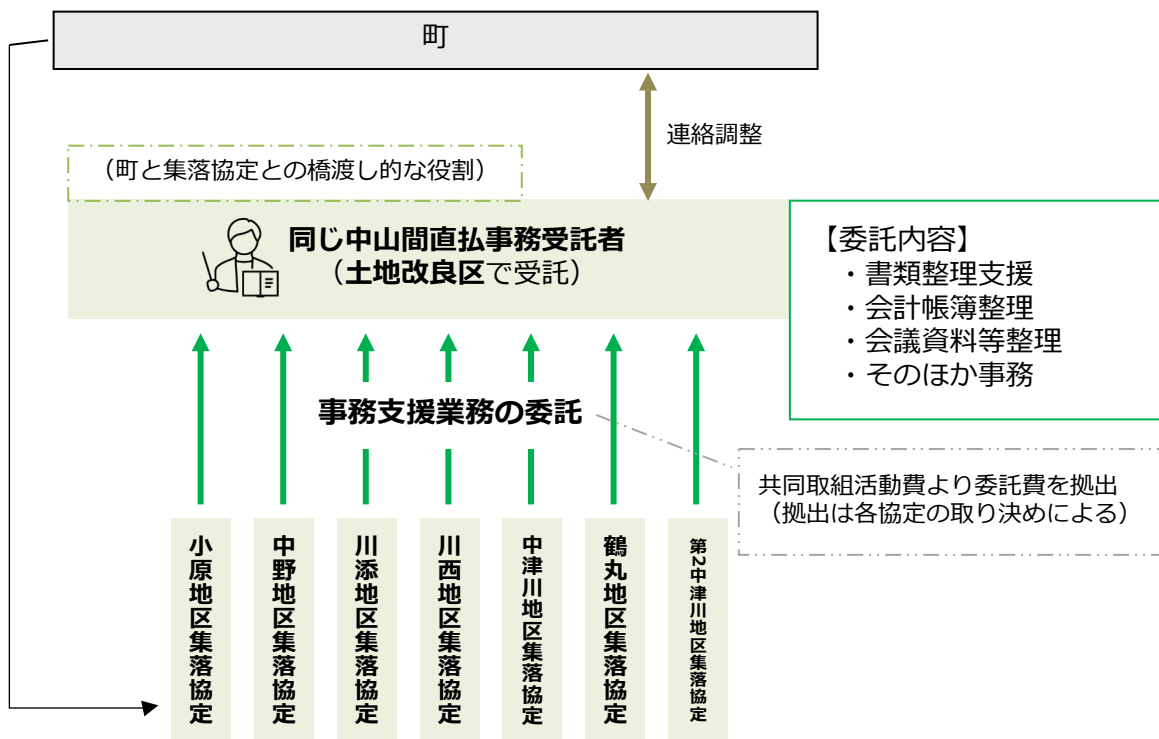
- ・ 広域協定となり担い手の活動範囲が広がったことにより、協定面積が増加
- ・ 農作業受委託システムの構築により、委託者（農家）と受託者（オペレーター）の双方に金銭的なメリットが生まれるほか、担い手のインセンティブ向上により、活動意欲が高まり、活動エリアが拡大
- ・ 遊休農地の復旧による獣害被害の軽減や、高齢農家でも水稻栽培ができ、生きがいとしての農業が継続可能となり、農業・農村集落が維持

## 中山間地域等直接支払交付金「湧水町の7集落協定」（鹿児島県湧水町）

各集落協定から同一の外部組織等に事務等を委託したゆるやかな横連携



- 7つの集落協定が、同一の外部組織（土地改良区）に事務支援業務を委託
- 事務受託者が、町と集落協定との橋渡しの役割を担うことで、町事務担当の負担軽減



事務委託や受託者の情報提供

【7集落協定の概要(R5現在)】  
 協定開始：平成12年度  
 面積：163ha(田)  
 共同取組活動費への配分割合：50%  
 構成員：農業者300人  
 主要作物：水稻

## ①集落・地域のこれまで

- ・ 7集落協定は、地域の事務担当役員のなり手不足を緩和するため、第1期の協定立ち上げの際、各協定の代表が土地改良区の理事であったことから、交付金の事務支援業務を土地改良区に委託
- ・ 土地改良区の理事会等で会合の機会があったことから合意形成はスムーズに進んだ

## ②実施体制の特徴

- ・ 7つの集落協定が、中山間直払の事務受託者である土地改良区に対し事務支援業務を委託
- ・ 各集落協定から土地改良区への拠出金は、それぞれ交付金額の13%
- ・ 土地改良区の職員のうち1名が本来業務の他、協定からの委託により事務支援を実施（出納簿・活動日誌の整理等）

## ③取組の内容・成果

- ・ 事務支援業務を委託したことで、7集落協定において、事務役員のなり手不足の解消による事業継続が図られ、適正な農地の保全が実現し、次期対策に向けての取組継続の意欲が向上
- ・ 受託者が町と集落協定との橋渡しの役割を担うことで、集落協定側の窓口が一本化され、町事務担当の負担が軽減